

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
環境問題の啓発及び環境教育のための事業助成実施要項

平成 29 年 1 月 25 日

1. 目的

本助成事業は、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会（以下「本会」という。）が公益事業の一環として実施するもので、本会基金規則に定める環境問題の啓発及び環境教育のための事業に要する費用の助成又は一部助成を行い、その成果を通じて、環境保全の啓発と排出事業者を含め産業廃棄物処理の適正化等を図ることを目的とする。

2. 対象となる団体等

次の条件をすべて満たす団体等とする。

- ① 営利を目的としない法人（NPO 法人等）又は団体であること。
- ② 学校教育法に定める学校（専修学校、各種学校を含む。）でないこと。
- ③ 政治的活動又は宗教活動を目的としない団体であること。
- ④ 年間を通じて活動する団体であること。

3. 助成の対象となる事業活動

- ① 自治体（大阪府・府下市町村）からの推薦があること。
- ② 年度中に行う活動であること。
- ③ 循環型社会形成推進、3R 推進に関する活動及びこれに関する調査研究、啓発活動環境教育であること。

4. 助成の対象となる経費

- ① 消耗品の購入、印刷費用や講師の謝礼など、活動に必要な経費を対象とするが、飲食費や事務所の備品購入等の経費は認められない。（別表 1 参照）
- ② 助成金額は、活動に要する費用の 2 分の 1 以下とし、25 万円を上限に本会の予算の範囲内で決定する。

5. 助成金の交付申請手続き

助成を希望する団体等は、本会に申請関係書類を請求するか、ホームページからダウンロードし、関係自治体（府又は市町村）担当課の推薦（副申の例、参照）を受け、本会「環境問題の啓発又は環境教育のための事業助成金交付申請書」（様式 1）に対象となる団体条件を満たす旨を記載した誓約書等の必要書類を添付して、募集の告示から 30 日以内に本会に提出する。

応募された申請書は、本会環境基金運営委員会において内容の審議を行う。その後、

本会が、助成の有無、助成金額等の結果を通知する。

6. 活動報告書及び請求書の提出

助成金の交付決定を受けた団体等は、決定通知を受けた1カ月以内に、「環境問題の啓発及び環境教育のための事業活動実績報告書」（様式2）、「環境問題の啓発及び環境教育のための事業助成金支払請求書」（様式3）及び必要書類を添付し、本会に提出する。本会は、内容が適切と認めたときは、請求書により助成金を支払う。

なお、他からの助成金を受けている場合には、その助成額を助成対象経費から差し引くものとする。

7. 助成の取消し等

次の各号にいずれかに該当するときには、助成金の交付を取消し又はすでに交付した助成金の返還を求めることがある。

- ① 助成金の請求に関して、虚偽又は不正の事実があるとき。
- ② 助成活動に未着又は中止のとき。
- ③ 本実施要項の規定に違反したとき。

別表1

助成対象経費	備 考
<ul style="list-style-type: none">・ 物品（材料・消耗品等）、購入費・ 印刷費・ 会場借上費、イベント開催経費（参加登録料）・ 環境測定機器購入費又はリース料・ 講師謝礼（ただし、1名あたり2万5千円を上限とし、5名まで。申請団体関係者への支出は認めない。）	<p>以下のものは助成対象に含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 組織の維持・運営経費・ 飲食費・ 一般備品（机・いす等）の購入費

附則：本要項は、平成29年1月25日から施行する。